

公示

京浜港横浜区における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示（昭和 29 年公示第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 2 年 8 月 7 日から適用することとしたので、関税法施行令（昭和 29 年改正令第 150 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、公示します。

令和 2 年 8 月 7 日

横浜税関長 富山 一成

記

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

交通場所及び貨物の積卸場所	指 定 に 係 る 条 件
山下ふ頭 2～10 号岸壁 本牧ふ頭 A1～A8 号、B1～B4 号、BC 突堤間 1 号、C5～C9 号、D1～D5 号岸 壁、南本牧ふ頭 MC-1～4 号岸壁 大黒ふ頭 C1～C4 号、P3、P4 号、T1～T 9 号岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。 [積卸] 関税法第 39 条の規定による公告（昭和 29 年公示第 9 号） で定める貨物に限る。
大栈橋ふ頭 A～D 岸壁 大黒ふ頭 L1～L8 号、P1、P2 号岸壁 本牧ふ頭 新建材 1、2 号岸壁 金沢木材ふ頭岸壁 出田町ふ頭 A～D 岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
山下ふ頭、本牧ふ頭、大黒ふ頭のうち、上 記岸壁以外の指定保税地域内の岸壁又は 物揚場 （積卸に限る。）	[積卸] 関税法第 39 条の規定による公告（昭和 29 年公示第 9 号） で定める貨物に限る。
新港ふ頭 5、8、9 号岸壁	[積卸] 船用品及び託送品に限る。
瑞穂ふ頭 A～H 岸壁	
横浜港通船発着所（大栈橋）	[交通] 京浜港川崎区扇島、京浜川崎シーバース及び東燃扇島シー バース（東・西）けい留船に出入する者を含む。 [積卸] 船用品及び託送品に限る。
大栈橋 1 号物揚場（積卸に限る。）	[積卸] 船用品に限る。
保税地域前面の岸壁又は物揚場（指定保税 地域を除く。） （積卸に限る。）	[積卸] 当該保税地域に搬出入される貨物に限る。
ENEOS（株）根岸製油所 A 栈橋（東・西）、 B 栈橋、C2～4 栈橋、D1～4 栈橋、E 栈 橋、H1～5 栈橋、 S 栈橋、LPG1～2 号栈橋	[交通] 交通制限区域への出入に際しては、ENEOS（株）根岸製油 所に設置された入出門ゲートを経由すること。

日産自動車(株)本牧専用ふ頭 1～2 号	[交通] 制限区域への出入に際しては、日産自動車(株)本牧専用ふ頭に設置された入出門ゲートを経由すること。
鈴繁 1～4 号岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、横浜倉庫(株)鈴繁埠頭に設置された入出門ゲートを経由すること。

注)

- ①「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(SOLAS 条約を受けた国内法)の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。
- ②「ゲート」とは、①に記載したフェンス等に港湾施設管理者が設置した制限区域への出入口をいう。